

【15弾】千葉県感染拡大防止対策協力金について

【注意】・この情報はまん延防止等重点措置を講じるべき区域である**東金市内中小企業向け**の情報です。
・この情報は中小企業向けの情報です。大企業は千葉県のホームページを確認ください。

	協力要請期間	営業短縮 協力要請 時間他	支給額	申請開始	申請期限
千葉県 感染拡大防止 対策協力金 (第15弾) 特設サイト 	令和4年 1月21日(金) S 令和4年 2月13日(日)	①千葉県飲食店感染防止基本対策 確認店 (県の見回り調査を受け、下の確認店ステッカーを掲示している) 【営業時間】 21時 まで 【支給要件】 ▶酒類提供：可能 ▶人数制限：4人以内 ▶営業実態要件 ※1参照	1店舗あたり 60万円～180万円 	令和4年 2月14日 (月)	令和4年 3月30日 (水)
		②千葉県飲食店感染防止対策認証事業 認証店 (県の認証事業に申請し、認証を受けた後、下の認証店ステッカーを掲示している) 【営業時間】 21時 まで 【支給要件】 ▶酒類提供：可能 ▶人数制限：4人以内 ▶営業実態要件 ※1参照	1店舗あたり 60万円～180万円 		
	③上記以外の店舗 ※2 【営業時間】 20時 まで ▶酒類提供：停止 ▶人数制限：4人以内	協力金の対象には なりません	協力金の対象には なりません		

※1
【重要】営業実態要件
 令和3年10月25日から協力開始日の前日までの間、21時から翌朝5時までの間に営業時間を設け、営業していること。(当該期間において全て休業するなど、営業実態がないと判断される場合は対象外とする)

※2
確認店になっていない飲食店
 認証店又は確認店になっていない場合でも、**1月26日までに**認証店又は確認店となった場合は、その日から支給対象となりますので、感染防止対策を講じたうえで、県の認証又は確認を受けるようにしてください。

各問合せ先

【協力金について】

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター(第15弾)
電話番号:0570-783939
 ※過去の協力金(第1弾～第14弾)と電話番号が異なります。
 受付時間 午前9時から18時まで(土・日・祝日を含む)

千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト
URL: <https://chiba-inshokukyouryokukin.com/>
 ※過去の協力金(第1弾～第14弾)とアドレスが異なります。

【千葉県飲食店感染防止基本対策**確認店**について】

千葉県飲食店調査事務局
 電話 043-239-6236
 受付時間 11時から20時まで(土・日・祝日含む)

【千葉県飲食店感染防止対策認証事業**認証店**について】

千葉県飲食店認証事務局
 電話 043-307-9003
 受付時間 10時から18時まで(土・日・祝日除く)

【飲食店への感染防止策に関する現地調査事業】

★概要★
 感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店等に対する現地調査について、引き続き実施するとともに、時短営業等の要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を行います。

★調査対象★
 <調査対象> 県内全域の飲食店
 <調査期間> 令和4年1月21日～令和4年2月13日

◀調査項目例▶
 ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
 ・手指消毒の徹底
 ・飲食時以外のマスク着用の推奨
 ・換気の徹底 ・酒類提供制限の遵守
 ・時短営業の遵守 など

【16弾】千葉県感染拡大防止対策協力金について

【注意】・この情報はまん延防止等重点措置を講じるべき区域である**東金市内中小企業向け**の情報です。
・この情報は中小企業向けの情報です。大企業は千葉県のホームページを確認ください。

	協力要請期間	営業短縮 協力要請 時間他	支給額	申請開始	申請期限
千葉県 感染拡大防止 対策協力金 (第16弾)	令和4年 2月14日(月) S 令和4年 3月6日(日)	①千葉県飲食店感染防止基本対策 確認店 (県の見回り調査を受け、下の確認店ステッカーを掲示している) 【営業時間】 21時 まで 【支給要件】 ▶酒類提供：可能 ▶人数制限：4人以内 ▶営業実態要件 ※1参照	1店舗あたり 52万5千円～ 157万5千円 	未発表	未発表
		②千葉県飲食店感染防止対策認証事業 認証店 (県の認証事業に申請し、認証を受けた後、下の認証店ステッカーを掲示している) 【営業時間】 21時 まで 【支給要件】 ▶酒類提供：可能 ▶人数制限：4人以内 ▶営業実態要件 ※1参照	1店舗あたり 52万5千円～ 157万5千円 		
	③上記以外の店舗 ※2 【営業時間】 20時 まで ▶酒類提供：停止 ▶人数制限：4人以内	協力金の対象には なりません	協力金の対象には なりません		

※1
【重要】営業実態要件
 令和3年10月25日以降、営業実態があること(全て休業するなど、営業実態がないと判断される場合は対象外とする)。(当該期間において全て休業するなど、営業実態がないと判断される場合は対象外とする)

※2
確認店になっていない飲食店
 認証店又は確認店になっていない場合でも、**2月17日までに**認証店又は確認店となった場合は、その日から支給対象となりますので、感染防止対策を講じたうえで、県の認証又は確認を受けるようにしてください。

各問合せ先

【協力金について】

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター(第15弾)
電話番号:0570-783939
 ※過去の協力金(第1弾～第14弾)と電話番号が異なります。
 受付時間 午前9時から18時まで(土・日・祝日を含む)

千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト
URL: <https://chiba-inshokukyouryokukin.com/>
 ※過去の協力金(第1弾～第14弾)とアドレスが異なります。

【千葉県飲食店感染防止基本対策**確認店**について】

千葉県飲食店調査事務局
 電話 043-239-6236
 受付時間 11時から20時まで(土・日・祝日含む)

【千葉県飲食店感染防止対策認証事業**認証店**について】

千葉県飲食店認証事務局
 電話 043-307-9003
 受付時間 10時から18時まで(土・日・祝日除く)

【飲食店への感染防止策に関する現地調査事業】

★概要★
 感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店等に対する現地調査について、引き続き実施するとともに、時短営業等の要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を行います。

★調査対象★
 <調査対象> 県内全域の飲食店
 <調査期間> 令和4年2月14日～令和4年3月6日

◀調査項目例▶
 ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
 ・手指消毒の徹底
 ・飲食時以外のマスク着用の推奨
 ・換気の徹底 ・酒類提供制限の遵守
 ・時短営業の遵守 など